

今後の活動について

1 今年度中の取組

- 3月16日（福岡市内） 性暴力対策アドバイザー養成講座の開催
- 3月下旬 「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例施行規則（条例第17条の届出に定める様式）を制定
- 3月下旬 「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例の一部の施行期日を定める規則（条例中第11条から第22条までの規定の施行期日を定めるもの）を制定

2 次年度取組（案） ※予算成立を前提

（1）加害者相談窓口の設置

住所等届出義務など条例の全面施行の周知を図るため、5月1日に福岡市内に設置予定。

（2）福岡県性暴力対策会議（仮称）の開催

- 第1回 6月下旬以降 ※「協議・検討の場」の設置による初会合
予定議題①会議の設置及び委員の就任について
 - ②会議の座長及び加害者対策の専門委員会委員長の選出
 - ③令和2年度取組内容
 - ④性暴力となる行為に関する考え方（指針）案について ほか
- 第2回 10月下旬以降
予定議題①令和2年度取組状況
 - ※専門委員会の開催状況を含む
 - ②性暴力となる行為に関する考え方（指針）の決定 ほか